



前回から相続争いが起きる原因について考えています。今回は前回の話のモデルケースの続きですので、前回のコラム No. 036 を先にお読みください。今回は長男の立場から「寄与分」について考えてみました。今回はもう少し条件を加えて次男の立場から「特別受益」について考えてみたいと思います。

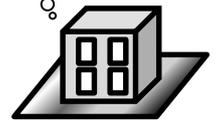
前回の話では、次男は自宅を購入してローンも残っているという話でした。しかし、この話には続きがあります。**自宅の購入に際して次男は親から資金援助を受けていた**のです。そのため、次男の反論に対し、長男は次のようにさらに反論しました。

「弟は確かに自宅を自分で購入してローンも残っている。しかし、その**自宅を購入するときに親から資金援助を受けたらう。その分は相続する権利はないはずだ。**」と。

これもよくありそうな話です。このように生前に親から贈与を受けているような場合、民法では「特別受益」という考え方を取り入れています。特別受益としては下記の様な場合が規定されています。

- ①被相続人から遺贈を受けた場合
- ②婚姻または養子縁組のために贈与を受けた場合
- ③生計の資本として贈与を受けた場合

確かに家を買う時に資金援助してもらったんだよね…



上記のうち、①はとても分かりやすいです。遺言書により遺贈を受けた分については、その分を特別受益として考えればいいだけです。遺言書によりその内容がはっきりしているため事実関係でもめることはそれほどないでしょう。

②はやや難しいケースが考えられます。最近では結婚式等の費用をあまりかけないケースも多いですが、子供が複数いる場合には、結婚式等の規模や内容により、費用の補助に差が出ることもありますし、そもそも結婚していない子供と結婚した子供がいる場合には特別受益の問題となることもあります。

③は、扶養義務者間の通常的生活費の扶助等はここでの特別受益には該当しません。そのため、前回の次男の「親と同居して家賃云々」の主張については論点にならないのです。最近では大学へ進学する人も多いですが、兄弟のうち**大学へ進学した者としなかった者がいる場合にはその学費等も特別受益に該当する**でしょう。今回の次男のように、**自宅の購入にあたってその資金の贈与を受けたような場合**には問題となります。

**特別受益がある場合には、特別受益を受けた者の相続分は下記の算式で計算**します。なお、特別受益の額は相続時の価額で評価します。

$$\text{(遺産総額 + 特別受益の額)} \times \text{法定相続分} - \text{その者の特別受益の額}$$

特別受益に関しては被相続人が遺言書で、特別受益に関しては考慮しないで遺産分割を行う意思表示をすることもできます。ただし、遺留分に反する場合には、その部分に関しては効力を持ちません。そのため各人の特別受益の額が複雑になるようなケースでは遺言書にその旨を記載することが有効な場合があります。その理由や遺言者の気持ちを付言事項に記載することも検討しましょう。

また、特別な事情がない限り生命保険金は特別受益には当たらないとされています。